

第4章

ジェンダー関係とココア生産

はじめに

本章では、ココア生産とジェンダーの関係を分析する。第2章および第3章では、ココア生産における最も重要な生産要素である、労働と土地について分析した。本章では、これら二つの生産要素への権利関係と、ジェンダー間の社会経済関係との、相互作用を解明することが中心課題である。分析にあたっては、以下の4点に注目する。

第1は、「世帯」の内部に存在する複数の経済単位である。ガーナの農村地帯では、一つの世帯が経済的に強固なまとまりを形成して生産・消費・資金管理を行う、という形態はむしろ例外的で、個々の世帯構成員が独立した農業経営主体となる傾向が強い⁽¹⁾。したがって、世帯内では資源が共同でプールされ、世帯はあたかも一個の個人のように意思決定を行って効用最大化を図る、という仮定⁽²⁾はガーナの事例の分析に関して適切ではない。そのため本章では、世帯を分析の最小単位とする方法は採用せず、世帯内部のさまざまな社会経済関係に注目することによって、ジェンダーと生産活動の関係を明らかにする手法をとる。

第2に、世帯内の経済関係には、対立と協調、および対価をともなう取引と無条件の供与が、共存していることである。例えば労働力の確保に関しては夫婦間での労働相互供与などの協調や相互依存がみられるが、収益の分配や土地の贈与相続の局面などではしばし独立した経済主体としての両者の対

立が顕在化する。また労働供与に対する報酬に関して、夫婦間で収益の分配率を定めて報酬を明確にしている契約的な関係がみられる一方で、「妻子の衣食住の費用や教育費は夫が負担すべき」というこの地域の文化的な規範にしたがった無条件の供与も存在する。「世帯」内部の関係は、構成員間の利他的行動と協調が支配する世界ではないが、反対に契約関係によってのみ交換が行われる経済的他者の世界でもない。そこには個人間の対立と協調、契約的な交換と無条件の供与が併存する、複雑な社会経済関係が存在している。

第3に、個々人の土地保有状況が世帯内の社会経済関係に大きく影響することである。ココア生産村では土地の保有単位は個人または出自集団であり、土地が夫婦や世帯の共同資産であるという事例は存在しない。そのため世帯内で誰が土地を保有しているかが、構成員間の労働供与関係や、生産物とそこから得られる利益への権利関係を大きく規定している⁽³⁾。

第4は、「女性農民⁽⁴⁾」が決して同質的なカテゴリーではなく、さまざまな社会経済的差違や格差を内包している点である。ココア生産とジェンダーに関する先行研究の多くは、男性農民と女性農民の間に存在するさまざまな差違と格差に注目している⁽⁵⁾が、女性農民同士の間に存在する差違と格差については比較的研究が少ない。本章では、女性農民というカテゴリーの内部に存在する差違と格差の実態を、土地への権利関係、夫との労働供与関係、年齢や婚姻関係等に注目しながら明らかにしていく⁽⁶⁾。

上記のような点に注目しながら、以下ではまず第1節でガーナのココア生産村における居住集団内部の構造を明らかにする。続いて第2節では土地とジェンダーの関係を、第3節では労働とジェンダーの関係をそれぞれ検討する。

第1節 居住集団内部の構造

ココア生産とジェンダーの関係を理解するためには、まず個々の居住集団

内部の社会経済関係を把握することが重要である。ガーナ農村部で「同じ屋根の下に住む」単位としての居住集団は、必ずしも農業生産の単位やそこから得る資金（収益）を管理する単位、および消費活動の単位とは一致していない。以下では調査村における実例をあげながら、居住集団内部に存在する多様な社会経済関係を明らかにする。

(1) 居住の単位

調査村における居住の単位（同一のコンパウンドに住む居住集団）の多くは、1組の夫婦とその子供たちを中心に構成されている。ただし、次のようなバリエーションも多くみられる。第1は一夫多妻である。キリスト教的イデオロギーの浸透などの影響により減少傾向にはあるものの、一夫多妻の事例はとくに夫が年長者の場合によくみられる。一夫多妻の場合の居住パターンには2種類あり、同一コンパウンドに複数の妻が同居する場合と、複数の妻が別々のコンパウンドに居住する場合とがある。第2のバリエーションは、分離居住制である。母系制度をとるアカン系の人々の間では、結婚後も夫婦が別々のコンパウンドに居住し続ける分離居住制をとる場合が少なくない。したがって夫婦が常に「同じ屋根の下」に居住するとはかぎらない（表4-1）。第3のバリエーションは、女性戸主世帯である（以下では単に「女性世帯」と呼ぶ）。一度結婚した経験のある女性でも、離婚、死別、別居⁽⁷⁾などの理由で、

表4-1 夫婦の居住形態

(%)

居 住 形 態	ベボアセ村 (N=36)	ナゴレ村 (N=70)	ジャハ村 (N=146)
同一コンパウンドに居住	83	77	82
別のコンパウンドに居住	17	23	18
計	100	100	100

（注）一夫多妻の場合で、夫が少なくとも1人の妻と同居している場合は「同一コンパウンドに居住」として分類。

（出所）筆者作成。

女性が戸主となっている世帯の数は少なくない。このような夫のいない女性農民は、後に述べるように労働力の調達の面で夫のいる女性農民とは異なる特徴をもっている。

都市部での教育機会と就労機会を求めて村外に居住する子供が多いのも、調査村での特徴である。調査した3カ村では学校は中学までしかないため、高校以上の教育やより質のよい教育を受けるために都市部に居住する若年層や、都市部での就労機会を求めて村を出ている人々はかなりの数にのぼる。したがって、両親と子供が1個の居住集団を形成している場合でも、実際の子供の数はそれ以上である場合が多い。

(2) 消費の単位

調査村における消費の単位は、毎日の食事に現れる消費単位と、その他の消費行動に現れる消費単位に分けて考えることができる。まず、いわゆる「同じ釜の飯を食う」意味での消費の単位は、居住集団と同一であることが多い。夫婦と未婚の子供が同一コンパウンドに住んで1個の居住集団を形成している場合は、居住の単位と食事の単位は同一である。夫婦が別々のコンパウンドに居住する分離居住制をとるケースにおいても、夫の食事を準備するのは妻の仕事であり、妻は食事を別のコンパウンドにいる夫のもとに届ける。つまり彼らは「同じ釜の飯」を食いつつ「別の屋根の下」に住んでいるわけで、この場合は居住単位と消費単位は一致していない。一夫多妻の場合の食事アレンジには、(1)同一コンパウンドに住んでいる複数の妻が共同で食事準備をする場合、(2)同一コンパウンドに住んでいる複数の妻がそれぞれの子供たちとともに別の食事単位を形成する場合、(3)複数の妻が別のコンパウンドに居住し別々の食事単位を形成する場合、の3種類がある。このうち(2)の場合には、1個の居住単位のなかに複数の食事（消費）単位が存在することになる。同様に戸主夫婦とその子供夫婦とが同居している場合にも、両者は別々に食事単位を形成することが多く、この場合も居住と消費の単位は一致しない。

一方、子供の学費、家族の衣類の購入費、食費などの消費に際しては、夫がこれを負担すべきという文化的規範が南部ガーナには存在している⁽⁸⁾。このような規範は、同居・別居や一夫一婦・一夫多妻を問わずに共通したものであり、その結果、夫婦とその子供の消費活動には一定のまとまりが形成されている。

(3) 生産と資金管理の単位

上記のように、夫婦とその子供たちは居住の単位および消費の単位としては一定のまとまりをもっている場合が多い。しかし農業生産については、何らかの土地権利を有する個々人がそれぞれ独立した経営主体となる。夫婦がそれぞれ圃場をもっていたり農外収入があるような場合、そこから得られた収益についても大部分の夫婦は個別に管理している（表4—2）。夫婦が2人とも土地を保有している場合、夫の土地と妻の土地は明確に区別され、土地が夫と妻の共有財産になっている事例は存在しない。そしてそれぞれの保有地からの農業収入は、それぞれ個人の収入となり、それぞれが独立して管理する場合が多い⁽⁹⁾。

上述したような、居住、消費、生産、資金管理それぞれの単位は、個々の事例ではどのような形態をみせているのであろうか。以下では調査村での実

表4—2 夫婦の資金管理

(%)

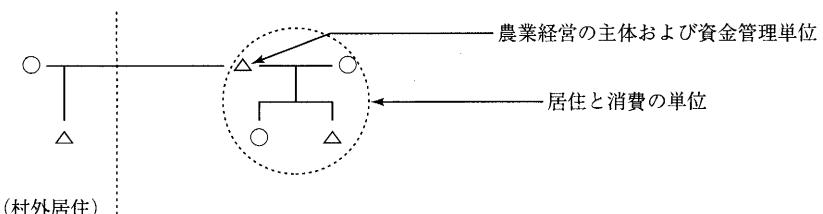
管 理 形 態	ナゴレ村 (N=61)	ジャハ村 (N=114)
夫婦が別々に管理	71	81
夫婦が共同で管理	21	17
その他 ¹⁾	8	2
計	100	100

(注) ベボアセ村についてはデータなし。

1) 夫と妻の回答が異なっていた事例。

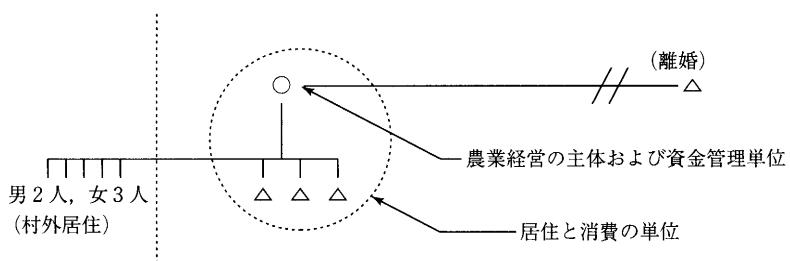
(出所) 筆者作成。

図4-1 居住と消費、生産と資金管理の単位が一致している事例
(戸主: クワシ, 男, 30歳, ジャハ村)



(出所) 筆者作成。

図4-2 女性世帯の事例 (戸主: アマ, 女, 45歳, ジャハ村)



(出所) 筆者作成。

際の事例をいくつか提示して、それぞれの単位がどのように機能しているのかを見てみたい。

図4-1は、夫婦と未成年の子供2人で構成されている、ジャハ村のある居住集団の事例である。構成員のうち夫だけが造成・分割契約による土地の用益権を得ており、妻とンボア共同労働の労働力を使用してココアと食糧作物の生産を行っている。この事例においては、居住と消費の単位は同一であり、農業経営の主体と資金管理者は男性戸主である。なお、戸主には村外に他の女性との間にできた子供が1人いるが、そちらへの仕送りなどは一切していない。

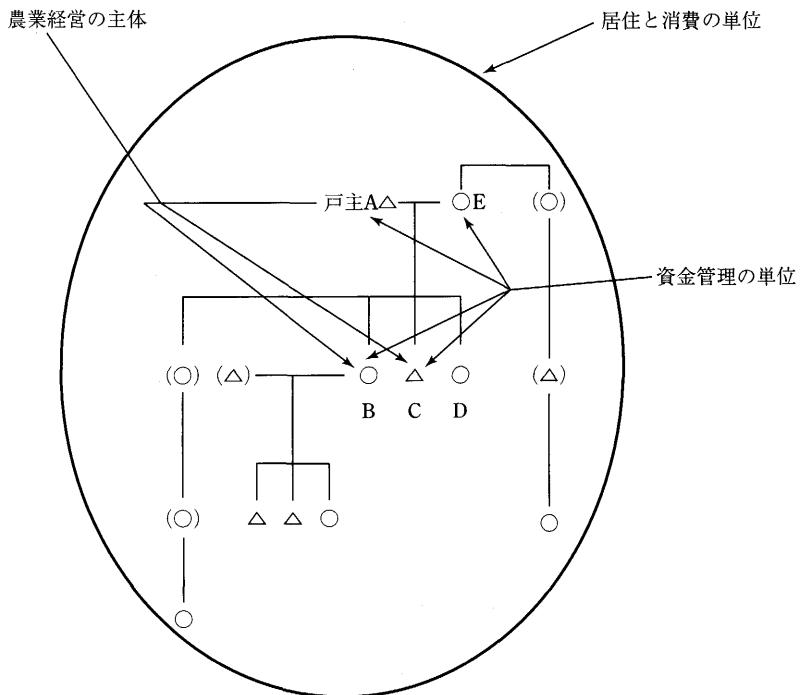
図4-2は、ジャハ村の女性世帯の事例を示したものである。女性戸主

(45歳) は夫と離婚した。この女性戸主には合計8人の子供がいるが、そのうち成長した5人は村外に居住しているため、現在彼女は16歳、12歳、12歳の3人の子供と居住している。彼女は父から相続した造成・分割契約(収益のみの分割)のココア圃場の小作をしており、圃場の新規開墾作業やココア収穫作業には農業雇用労働者を使用し、他の農作業は自分と子供が行っている。この事例は図4-1の事例と同じく「核家族」的構造をもっているが、戸主が女性で離婚しているため配偶者の労働力が使用できず、それを農業雇用労働力と子供の労働力で補っている点が異なっている。

図4-3は、居住集団内に複数の生産単位と資金管理単位が存在するベポアセ村のある居住集団の構成を示したものである。この居住集団の構成員は全員「同じ釜の飯を食う」と同時に、食費を含む必要経費はほとんどが戸主(A)が負担している。つまり、居住単位と消費単位は同一である。次に生産の単位をみると、戸主(A)とその子供のうち2人(B, C)は自分の土地を保有し、三つの独立した経営主体となっている。そのうち戸主(A)は農作業に際して自分のほかに、農業雇用労働力、妻(E)、子(B, C, D)の労働力を使用する。同じく娘(B)は、自分の労働力と農業雇用労働力、息子(C)は自分の労働力とソノボア共同労働をそれぞれ使用する。土地をもつ構成員の収穫物は主に販売に回され、収入は各個人のものとなる。戸主の妻(E)は自分の圃場をもたず、夫(A)の圃場で労働提供を行う。妻はその報酬として夫の食糧作物圃場を半分に線引きして、その半分の圃場から収穫された食糧作物を自由に販売して自分の収入とすることができる。自家消費用の食糧作物は、残り半分の夫の食糧作物圃場からの収穫物を使用する。この事例では居住の単位と消費の単位が一致しているが、同一居住集団内に農業経営の主体が3単位(A, B, C)、資金管理の主体が4単位(A, B, C, E)存在している。

図4-4は、ベポアセ村の一夫多妻の事例である。この例では戸主(A)の2人の妻(B, C)は同一コンパウンドに居住しているが、食事は別々に準備してそれぞれの子供や孫たちと食べる。戸主(A)の食事は、2人の妻

図4—3 1個の居住集団の中に複数の生産と資金管理の単位が存在している事例
(戸主: ヤオ, 男, 76歳, ベボアセ村)



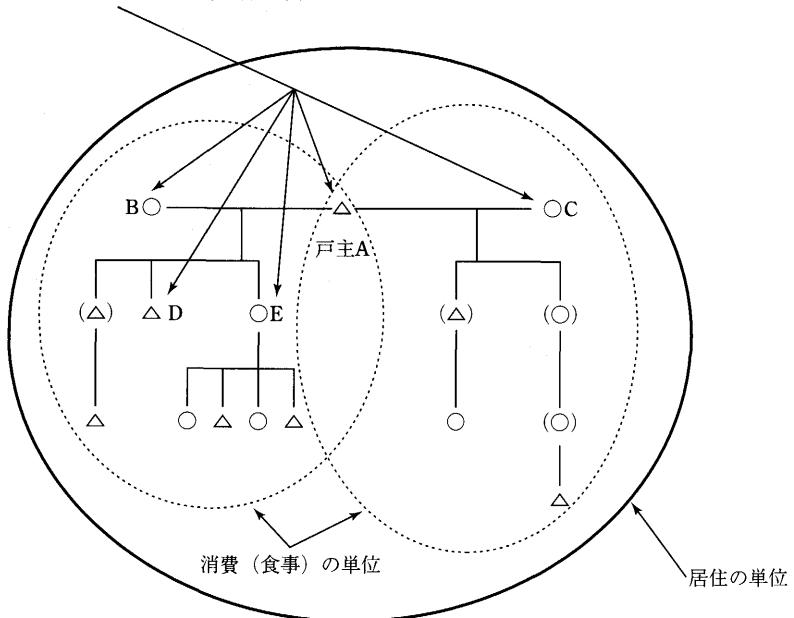
(注) かっこ内は村外居住を意味する。

(出所) 筆者作成。

(B, C) が交代で準備する。居住集団の構成員のうち5人(A, B, C, D, E) が自分の耕作地をもち、それぞれが独立した経営主体となって資金の管理も行っている。ただし戸主(A)のココア圃場からの収入の一部は、2人の妻(B, C)に与えられる。自家消費用の食糧作物は、2人の妻(B, C)が自分の圃場からの収穫物をそれぞれあてる。日常の必要経費の多くは戸主(A)が負担する。この例では、同一居住集団内に「同じ釜の飯を食う」消費単位が2単位、農業経営の主体と資金管理単位がそれぞれ5単位(A, B, C, D, E)存在している。

図4-4 一夫多妻の事例（戸主：オセイ，男，89歳，ベボアセ村）

農業経営の主体および資金管理単位

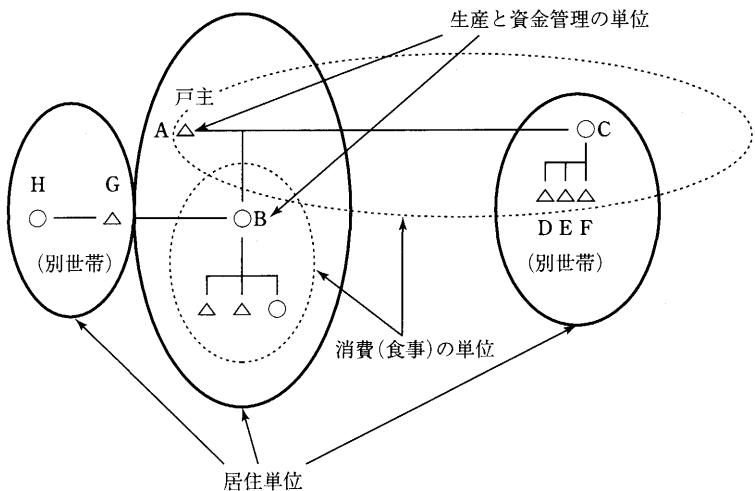


(注) かっこ内は村外居住を意味する。

(出所) 筆者作成。

図4-5は、ナゴレ村で分離居住制をとっている事例の一つである。戸主（A, 71歳）は娘（B, 32歳）および孫たちと同じコンパウンドに住むが、戸主の妻（C）は別のコンパウンドで別の子供たち（戸主が父親ではない）とともに居住している。この戸主（A）の食事は、同居する娘（B）ではなく妻（C）が用意し、娘（B）とその子供たちとは別の食事単位をつくっている。戸主（A）の圃場の農作業では、農業雇用労働力に加えて妻（C）と娘（B）の労働力が使用される。他方妻（C）も圃場を保有しているが、そこでの農作業に夫（A）の労働力は使用されず、妻と同居している子供たち（D, E, F）や小作の労働力が使用されている。また戸主（A）と同居している娘

図4-5 分離住居制の事例（戸主：クワベナ，男，71歳，ナゴレ村）



(出所) 筆者作成。

(B) の夫 (G) は一夫多妻婚で、もう 1 人の妻 (H) と居住している。この娘 (B) は1993年から造成・分割契約でココア圃場の造成を開始しているが、そこでの農作業では夫 (G) や母 (C) の労働力が使用されている。この事例は分離居住制の例であるとともに、1 個の居住集団内に二つの食事単位と二つの農業経営主体 (A, B) が存在する例もある。

以上述べてきたように、調査村における居住集団内部の構造は、生産、消費、資金管理のそれぞれの単位が複雑に交錯している。このような複雑な構造を、单一の基準をもとにした「世帯」でくくることはほとんど不可能である。図4-1 および図4-2 の事例では、1 個の居住集団が 1 個の消費単位を形成し、生産と資金管理も 1 単位である。したがってこれを「世帯」と定義して、分析の最小単位とする方法にも妥当性があろう。しかしその他の事例では、1 個の居住集団内に複数の生産、消費、資金管理の単位が存在して

いる。このような事例を、何らかの基準で「世帯」として規定しこれを分析の最小単位としてしまっては、「世帯」内部に存在する重要な社会経済関係を見落とすことになる。そのため個々の構成員を最小の経済単位として抽出し、それらの相互関係を明らかにしていくことが必要になる。以下の第2節および第3節では、とくに農業経営の主体としての個人および農業生産の単位に注目し、これをジェンダー関係および土地と労働力への権利関係の視点から分析していく。

第2節 ジェンダー関係と土地

土地への権利形態とジェンダーの関係を明らかにするため、本節ではまず土地保有状況におけるジェンダー間の差違を概観する。次に、女性が土地権利を取得する際は夫との関係に大きく依存していること、そのため女性が土地権利を取得するにあたってさまざまな不確実性が避けられないことを指摘する。次にそのような不確実性や不平等性をともないながらも男性から女性への土地移譲は進みつつあること、その結果、女性農民同士の間で土地権利の保有状況についての格差が生じていることを示す。

まず男女間の土地保有率については、ジェンダー間の格差はそれほど明確ではない。第3章の表3—1にみると、聞き取りを行った農民のなかでは、ベポアセ村とナゴレ村では女性の方が土地保有者の割合が大きく、ジャハ村では逆に男性の方が土地保有者の割合が高い。したがって土地保有率自体には、3カ村に共通した格差の構造は見いだされない。

他方、ココア生産の経営規模にはジェンダー間の格差が現れている。表4—3は、男女別・年齢別の土地保有面積⁴⁰の分布を示したものである。一見して明らかなように、女性農民の場合は3カ村いずれにおいても、保有面積5ヘクタール以下の事例が8割以上を占めている。一方男性農民の場合、やはり5ヘクタール以下の保有者が多いものの、その割合は女性農民よりも

表4—3 男女別、年齢別の土地保有面積の分布

(1) ベボアセ村

(%)

保有面積 (ha)	男性(年齢別, N=35)						女性(年齢別, N=23)						合計 (N=58)
	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
1未満	17	9	3	0	0	29	13	22	4	4	9	52	38
1以上5未満	9	9	11	0	3	31	0	9	4	4	22	39	34
5以上10未満	0	0	0	0	3	3	0	0	0	4	0	4	3
10以上	3	3	3	9	9	26	0	4	0	0	0	4	17
不明	6	3	3	0	0	11	0	0	0	0	0	0	7
合計	34	23	20	9	14	100	13	35	9	13	30	100	100

(2) ナゴレ村

(%)

保有面積 (ha)	男性(年齢別, N=40)						女性(年齢別, N=41)						合計 (N=81)
	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
1未満	0	3	3	0	3	8	0	2	5	5	5	17	12
1以上5未満	5	10	10	10	18	53	10	12	24	10	12	68	60
5以上10未満	0	3	3	5	10	20	0	2	0	0	7	10	15
10以上	0	0	3	10	3	15	0	0	0	2	2	5	10
不明	0	0	3	0	3	5	0	0	0	0	0	0	2
合計	5	15	20	25	35	100	10	17	29	17	27	100	100

(3) ジヤハ村

(%)

保有面積 (ha)	男性(年齢別, N=46)						女性(年齢別, N=26)						合計 (N=72)
	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
1未満	4	4	2	2	2	15	8	15	4	0	4	31	21
1以上5未満	2	4	9	7	7	28	0	8	23	8	12	50	37
5以上10未満	2	2	7	4	9	24	0	0	4	0	4	8	18
10以上	2	4	4	11	11	33	0	0	8	0	4	12	25
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	15	22	24	29	100	8	23	38	8	23	100	100

(出所) 筆者作成。

かなり少ない。全体として、男性農民の場合は土地保有面積にかなりのばらつきがみられるが、女性農民の場合は保有面積が5ヘクタール以下に集中して大規模土地保有者が少ないことがわかる。同様の傾向は、土地保有者のココア収量の分布（表4—4）にもみられる。3カ村とも女性農民のほとんどはココア収量が10袋以下であるのに対し、男性農民の場合は収量ゼロから30袋以上までかなりのばらつきがみられる。したがって、土地保有面積とその結果としてのココア収量（すなわち経営規模）をジェンダー間で比較した場合、女性農民は小規模経営者がほとんどであるのに対し、男性農民の経営規模は小規模から大規模までばらつきがあることがわかる。

ココアの分益小作を行う農民の割合にも、男女差が明確にみられる。表4—5にみると、各調査村とも分益小作契約によって土地の用益権を取得する農民の割合は、男性の方が女性よりも大きい。これは地主側が小作として男性を選好する傾向があること、女性は家事育児などの再生産労働のために農業生産に割ける時間が相対的に少ないと（次節参照）、などが原因となっていると考えられる。

次に土地を保有する農民の土地取得源をみた場合、女性は土地取得に際して夫への依存度が高い。第3章の表3—2から表3—4にみると、男性は父や母方オジなどから贈与・相続を受けるか、あるいは購買や造成・分割契約によって土地保有権を獲得する事例が多い。他方女性の場合は、夫からの贈与・相続によって土地保有権を取得する事例が最も多い^⑪。女性が土地保有権を得るにあたっては、夫が重要な取得源になっているのである。

女性が土地の用益権を得る場合にも、夫は権利取得のための重要なチャンネルとなっている。最も頻繁にみられる例は、夫の保有地や夫が契約によって用益権を得ている土地で妻が食糧作物栽培を行う場合である。この場合には妻は無料で夫の土地を利用できるが、同時に妻は自家消費用の食糧作物供給に一定の責任を負うことになる。またジャハ村で多くみられるように、夫が契約していた造成・分割契約のココア圃場を夫の死後に妻が相続したり、あるいは夫の生存中でも妻が契約地の一部を請け負って地主と

表4—4 土地保有者の男女別、年齢別ココア収量の分布

(1) ベボアセ村 (%)

収量 (袋)	男性(年齢別, N=35)						女性(年齢別, N=23)						合計 (N=58)
	~29 39	30~ 49	40~ 59	50~ 59	60~	小計	~29 39	30~ 49	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
0	23	9	0	0	0	31	13	26	9	0	4	52	40
10未満	9	9	11	0	3	31	0	9	0	9	22	39	34
10以上20未満	3	6	3	0	3	14	0	0	0	4	4	9	12
20以上30未満	0	0	6	0	6	11	0	0	0	0	0	0	7
30以上	0	0	0	9	3	11	0	0	0	0	0	0	7
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	34	23	20	9	14	100	13	35	9	13	30	100	100

(2) ナゴレ村 (%)

収量 (袋)	男性(年齢別, N=40)						女性(年齢別, N=41)						合計 (N=81)
	~29 39	30~ 49	40~ 59	50~ 59	60~	小計	~29 39	30~ 49	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
0	3	0	3	3	3	10	2	2	7	2	2	17	14
10未満	3	8	8	10	15	43	7	10	15	15	12	59	51
10以上20未満	0	8	5	5	8	25	0	5	2	0	0	7	16
20以上30未満	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	7	7	6
30以上	0	0	5	5	3	13	0	0	5	0	2	7	10
不明	0	0	0	3	3	5	0	0	0	0	2	2	4
合 計	5	15	20	25	35	100	10	17	29	17	27	100	100

(3) ジヤハ村 (%)

収量 (袋)	男性(年齢別, N=46)						女性(年齢別, N=26)						合計 (N=72)
	~29 39	30~ 49	40~ 59	50~ 59	60~	小計	~29 39	30~ 49	40~ 49	50~ 59	60~	小計	
0	2	0	0	0	0	2	4	8	4	0	4	19	8
10未満	4	2	7	9	11	33	0	15	27	8	19	69	46
10以上20未満	2	7	7	7	7	29	4	0	8	0	0	12	22
20以上30未満	0	4	7	7	4	22	0	0	0	0	0	0	14
30以上	2	2	2	0	4	11	0	0	0	0	0	0	7
不明	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	3
合 計	11	16	22	22	29	100	8	23	38	8	23	100	100

(注) 1袋=64キログラム。

(出所) 筆者作成。

表4—5 男女別ココアの分益小作従事者（小作として従事する農民）

	男			女			計		
	N =	小作数	割合(%)	N =	小作数	割合(%)	N =	小作数	割合(%)
ベボアセ村	55	25	45	32	3	9	87	28	32
ナゴレ村	90	55	61	62	12	19	152	67	44
ジャハ村	128	80	63	107	22	21	235	102	43
計	273	160	59	201	37	18	474	197	42

(注) 夫の契約した土地を使用する妻の事例は含まない。

(出所) 筆者作成。

(夫とは独立して) 収益分割を行う事例もある。これは、妻が夫との婚姻関係を利用して他者との契約関係を獲得している事例であるといえる。

このように女性の場合は土地の保有権と用益権のいずれの権利の取得に際しても、夫との婚姻関係に依存する傾向が強い。良好な婚姻関係が継続し、労働提供をはじめとする妻のさまざまな貢献が認められると、将来妻は夫からの土地を贈与・相続されて土地保有者となる可能性がある（事例4—1）。同様に、夫のもつ土地用益権の一部を貸与されて独立した経営を行う機会をもつこともある（事例4—2）。婚姻という社会関係は、女性の土地権利取得の機会ひいては女性の経済的地位を向上させるために、重要な役割を果たしている。

他方で上記のような婚姻関係を通じての土地権利の取得は、その機会を個人間の関係に依存していることから、きわめて不確実性の高い性質をもっている¹²⁾。例えば妻が夫の保有地や小作地でのココア圃場の経営を行っている場合のように、土地の利用権が夫との婚姻関係をよりどころとして発生しているケースでは、離婚¹³⁾や死別などでその関係が消滅した場合には妻の土地利用権も同時に消滅する（事例4—3）。また妻の労働貢献が将来的に夫からの土地の一部贈与という形で実現するかどうかは、夫自身にその意思があるかどうかにかかっている。さらには夫自身にその意思があっても、夫の出自集団が妻への贈与を承認するかどうかという問題もある（事例4—4）。この

ように婚姻関係を軸にした夫からの土地権利の取得は、婚姻関係の継続、夫個人の意思、夫の出自集団の意向などに左右される、不確実性の高いものになつてゐる。

このような土地をめぐる夫婦間の関係は、土地権利を保持する側（夫）と保持しない側（妻）との間に存在する不均衡な権力関係を具現している。表4—6にみるように、土地の保有権または用益権が夫の側にだけ存在する事例はかなりの数に達する。その場合土地権利を保有する夫は、そこから生じる収益の配分と将来の土地贈与などの決定権を背景にして、妻の労働力をより強くコントロールすることが可能になる。仮に妻の側に父からの相続など別のソースからの土地権利が存在したり、他の収入源が存在している場合には、妻が夫に労働供与するかどうかの決定は、さまざまな機会費用を勘案したうえでの選択肢の一部にすぎない（第3節参照）。しかし妻にそのような機会がない場合には、将来の夫からの土地権利取得というリターンが得られるかについての不確実性がたとえ高くとも、夫への労働供給を行う以外に選択肢はない。すなわち、長年の労働貢献が将来夫からの土地権利譲渡という形で実現するかどうか確証がないまま、妻の側は労働貢献を続けることになる。あるいはそのようなリターンが望めない場合、妻は婚姻関係の解消により独立した農業経営を目指すという選択を行う場合もある（事例4—5）。このように妻から夫への労働供与は単なる世帯内の共同作業ではなく、土地権利の有無を背景とした夫婦間の権力関係の反映ととらえることができる。

上述のように、女性の土地権利の取得についてはかなりの不確実性がともない、また取得する土地の面積も男性に比べて少ない。しかし、男性から女性への土地の移譲のプロセスは進行している。これは上述した夫から妻への土地の贈与・相続に加え、父から娘への贈与・相続も行われていることによる¹⁴⁾（第3章の表3—2～表3—4を参照）。先行研究には、土地移譲のプロセスのなかで土地が男性の手中に集中していく傾向を指摘するもの多かった。例えばマイケル（Mikell [1984]）は1970年代初頭に行った調査から、女性のココア圃場は本人の死後に女性（娘・姉妹）が相続せず、出自集団のなかの男

表4—6 夫婦の土地保有権および用益権の保持状況

(1) ベボアセ村

保有状況	土地保有権		用益権	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
夫婦とも権利あり	9	31	15	52
夫のみ権利あり	16	55	14	48
妻のみ権利あり	0	0	0	0
夫婦とも権利なし	4	14	0	0
計	29	100	29	100

(2) ナゴレ村

保有状況	土地保有権		用益権	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
夫婦とも権利あり	11	16	31	51
夫のみ権利あり	18	30	28	46
妻のみ権利あり	9	15	1	2
夫婦とも権利なし	23	38	1	2
計	61	100	61	100

(3) ジャハ村

保有状況	土地保有権		用益権	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
夫婦とも権利あり	10	9	52	47
夫のみ権利あり	30	27	51	46
妻のみ権利あり	4	4	3	3
夫婦とも権利なし	67	60	5	5
計	111	100	111	100

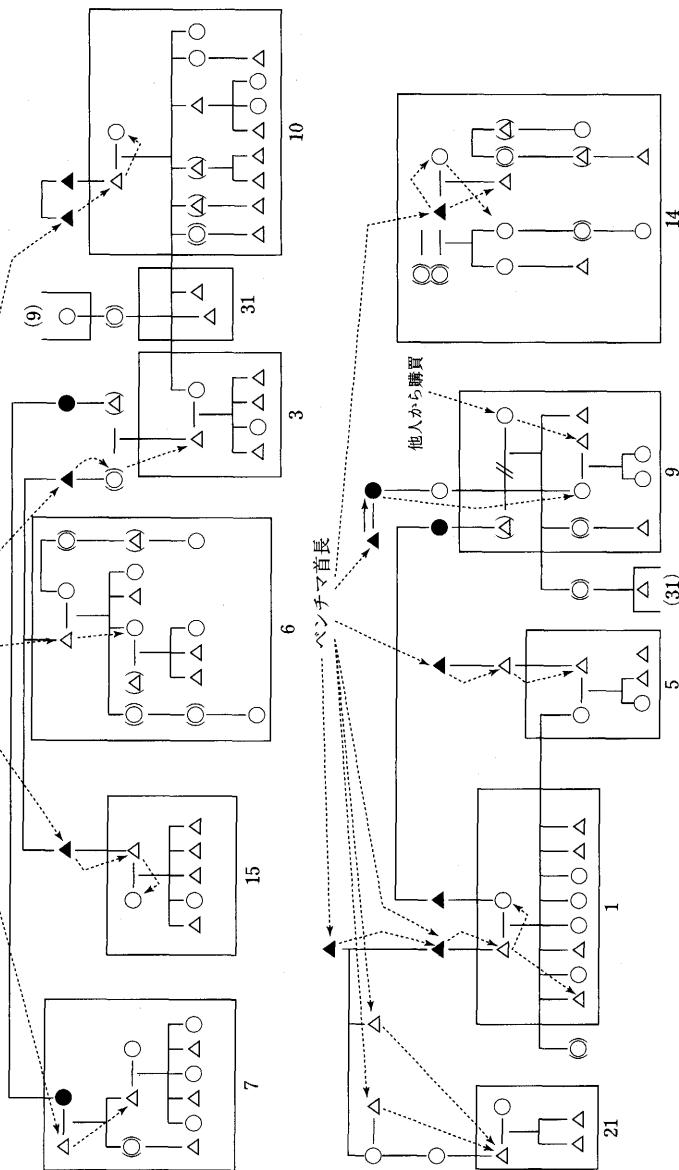
(注) 3表とも、夫婦双方が村内に居住している事例のみ提示。一夫多妻の事例は、妻が1人でも保有権や用益権を保持していれば、「妻に権利あり」として分類した。

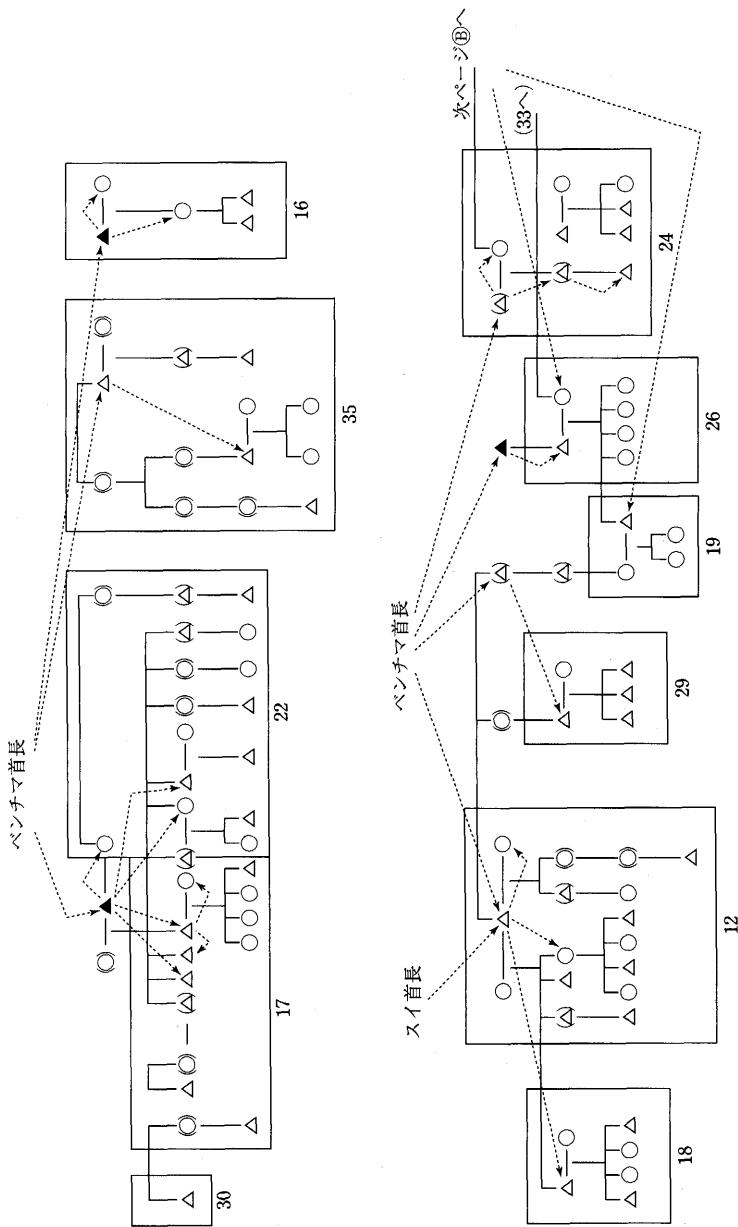
(出所) 筆者作成。

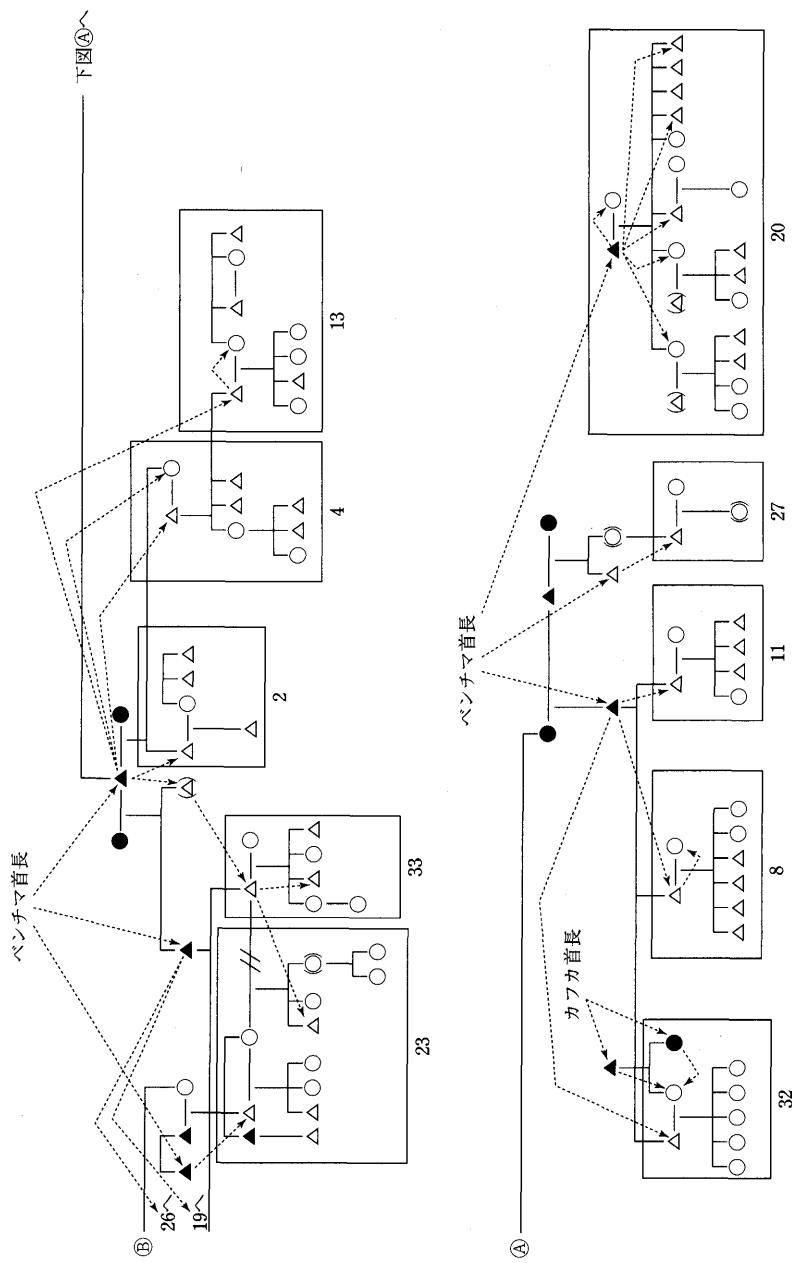
性が相続する傾向が強いと指摘している。この傾向に加え、男性のココア圃場は父から息子へ、オジからオイへと「男性→男性」のラインをとって移譲されることから、ココア圃場は次第に男性の手中に集中していったと論じている。しかし本書でとりあげている調査村3カ村では、土地移譲が「女性→男性」または「女性→女性」の経路をとる例は少なく、むしろ上述したような夫から妻へ、父から娘へという「男性→女性」の移譲が多い。これを図4-6で示したペボアセ村での土地の移譲の経路でみてみよう。ペボアセ村では、ベンチマ首長から最初に土地を取得した移住第一世代は、すべて男性であった。しかしその土地が次世代以降に贈与・相続されていく過程では、夫から妻へ、父から娘へ、という移譲経路も少なからず発生している。つまりマイケルが指摘した女性農民から男性農民へのココア圃場の集中とは逆のプロセス、すなわち初めはすべて男性の手中にあった土地が、面積は小さいながらも次第に女性農民にも分配されていくというプロセスがみられるのである。

マイケルの観察と筆者の調査した3カ村での実態が上記のように異なる理由は、マイケルの調査地が土着の住民の住むココア生産地域であるのに対し、後者3カ村がいずれも移住村であることの違いに求めることができる。すなわち、もともとその地域に居住している土着の住民は、男女にかかわらず伝統的首長から無償で土地権利を得ることができるため、女性農民でも土地権利の取得は容易である⁴⁵。しかし土着の住民の住む地域では母系出自集団の紐帯とそれにもとづく相続制度が強いため、女性土地保有者の死後は、その土地を出自集団内の有力な男性が出自集団の代表として相続する傾向が強い。一方移住村では土地を最初に取得するのはほとんどが男性であり、彼らがココア圃場の造成を行う際には妻と子供の労働力が重要な貢献を果たし、出身地の出自集団はほとんどこれに貢献しない。したがって移住第一世代の土地保有者（男性）が土地を贈与・相続する相手には、移住地で長く同居し労働貢献もあった妻や子供たちが選ばれることが多い。このようなココア圃場での実際の労働貢献の実態や、出身地に比べて出自集団構成員間の紐

図4-6 ベボアセ村での土地の移譲経路
 (○:女性、△:男性、●▲:死亡、矢印は土地移譲の経路、かつて内は村外居住、枠で開けて数字をつけてあるのは居住集団を、
 それぞれ示している。)







帶および母系相続の原理が薄い事実などが、移住村における男性から女性への土地譲渡を可能にしていると考えられる。

ただし男性から女性への土地譲渡が行われてはいても、譲渡される土地の面積は小さい。移住第一世代として土地を大規模に取得した農民たちはすべて男性であった。そしてその男性農民たちが土地移譲を行う際は、保有地すべてを妻や娘に贈与・相続する事例はまれで、土地の一部を妻子らに分割して移譲することが多い。その場合は個々人の労働貢献度が考慮されるか、あるいは妻や娘が独立で造成した部分のココア圃場が贈与される。その結果、女性が大面積の土地を贈与・相続される場合はほとんどなく、表4-3と表4-4にみたような男女間の経営面積の格差が生じるのである。

これまで述べてきたように、男性から女性への土地移譲は進行しているものの、移譲された土地の面積は相対的に少なく、またそのような土地移譲の機会自体も女性農民にとってきわめて不確実なものとなっている。その結果女性農民のなかには、土地保有権などの安定的な土地権利をもつ層と、不安定で限定的な土地権利しかもたない層との間の、土地権利の内容に関する格差が生じている。このような格差は経済的地位の相違というよりは、土地とそこから生じる生産物にどれだけ決定権があるか、言い換えれば夫からどの程度独立性をもって農業経営を行い収益を自分の支配下におくことができるか、という面で顕在化している。

妻が夫を通じて土地権利を取得し農業生産を行う場合に、妻が夫からどれだけ独立度を保って生産活動を行っているかは、個々の事例によってかなり異なる。生産における妻の夫からの独立度を理解するためには、以下のように妻の側が生産物と土地のそれぞれにどのような権利を有しているのかを基準に類型化することが有効である。権利の内容については、土地を自分で使用したり生産物を利用することのできる権利と、土地の処分を決定したり生産物の使途を決定したりすることのできる権利を区別する¹⁰⁾。これによって土地や生産物に対する妻の権利が、単にそれらを使うことが許される限定的な権利なのか、あるいはそれらの処分を自由にできる最終的な決定権なのか、

表4-7 生産物と土地に対する妻の権利形態と夫からの独立度

	強 (夫からの独立度) 弱				
	①②	③	④	⑤	⑥
生産物を利用する権利	○	○	○	○	○
生産物の使途を決定する権利	○	○	△	△	×
土地を利用する権利	○	○	○	×	×
ココアを植栽する権利	○	○	×	×	×
土地の処分を決定する権利	○ ¹⁾	×	×	×	×

(注) ○：権利あり △：食糧作物に対してのみ権利あり ×：権利なし

①～⑥の内容については本文を参照。

1) 第三者との分益小作によってココア圃場の経営を行ってい
る場合は土地処分権はない。

(出所) 筆者作成。

を判別することができる（表4-7）。

① 生産物および土地の処分に関する決定権がある場合

妻は夫とは別の独立した土地を保有し、そこで耕作物の使途および土地の処分など一切の決定権を有する。また収穫物から得た収入もすべて妻個人のものとなる。夫や父などからすでに土地譲渡を受けて独立した農業経営を行っている場合がこれにあたり、妻は最も独立度の高い権利形態を保持している（事例4-6）。

② 夫以外の人物から土地用益権を得ている場合

妻は土地を保有していないものの、夫以外の人物とココアの分益小作契約などを結び独立した農業経営を行っている場合がある。この場合妻は土地権利の取得を夫に依存しておらず、農地経営に関する決定や収益の支配権は夫から独立して妻にある。ただし土地保有権は第三者にあるため、妻本人に土地の処分を決定する権利はない（事例4-7）。

③ 夫の土地の使用権と、そこでのココア生産に関する決定権がある場合

妻は夫の保有する圃場の一部を区切って、独立したココア圃場を造成する。

そこで耕作に関する決定権、および収穫物（ココアも含む）の使途に関する決定権は妻が有する。ただし土地の処分などに関しては、妻は決定権がない。農業経営に関する独立度は高いが、土地権利の取得を夫との婚姻関係に依存しているため、この関係が消滅した場合に土地権利も失う可能性がある^⑦（事例4—8）。

④ 夫の土地の使用権と、そこでの食糧作物生産に関する決定権がある場合

妻は夫の土地の一部を区切って貸与され、その土地を使って独立して食糧作物を耕作することが許される。ただし、貸与された土地を妻が勝手に処分することはできない。貸与された圃場に作付けする食糧作物の選択やその処分方法、収益の使途などについては、妻自身が決定権を有する。ただしココアを植栽する権利は認められていない。多年生作物のココアを妻が植栽することは、そこに妻の既得権益を発生させることになる。これが許されていないということは、夫の側の土地へのコントロール力が上記③の事例よりも強いことを意味している（事例4—9）。

このような権利形態のもとでも、妻が夫の許可を得ずに独断でココアを植栽している事例が少なからずある。これは妻の労力によるココア圃場の造成という既成事実をつくることによって、将来夫からの土地移譲（少なくとも妻が造成した部分のココア圃場の贈与・相続）を行わせようとする、妻側の戦略である。ただしこの場合も、土地取得の可能性が夫との婚姻関係の継続や夫の意思などの条件に規制されることに変わりはない。

⑤ 食糧作物の収穫にのみ決定権がある場合

妻は独立した耕作地を割り当てられず、夫の圃場での農作業を手伝う。しかし妻はその圃場で生産された食糧作物を、夫の許可なく自由に収穫・売却してその収益を自分のものとすることができます。ただしココアについては妻にそのような決定権はない。したがって妻は食糧作物の処分に関してのみ決定権を有し、土地に関する権利は全くない（第1節図4—3の妻の事例）。

⑥ 生産物を利用する権利のみがある場合

妻は自分の耕作地をもたず、夫の圃場で農作業を手伝う。生産に関するさまざまな決定権は夫にあるが、妻は夫の圃場からの収穫物を夫の許可のもとに販売したり、その収益を夫から分与してもらうことはできる。妻には土地に関する権利は全くない。したがってこのようなケースでは、夫の土地に関する決定力、生産物に対する決定力は最も大きく、その結果妻の労働力に対する夫の支配力も強まる（事例4—10）。

上記のようなカテゴリー分けのもとに、調査村の既婚の女性の状況を分類したものが表4—8である。夫からの独立度が低い妻の事例（上記分類の⑤⑥）の割合が、3カ村とも最も多く（42～55%）なっている。一方で、夫からの独立度が最も高い、妻自身の土地を保有して独立した農業経営を行っている事例（上記分類の①）も全体で23%ある。このように同じ既婚の女性農民でも、農業経営における夫からの独立度および自己の圃場からの収益に対する決定権には、かなりの差違が存在している。

このような格差の発生は、女性の年齢および婚姻期間の長短と無関係ではないと考えられる。婚姻当初、妻は自己の保有地をもたないため、夫の土地

表4—8 調査村における、妻の土地権利と生産物への権利の実態

村名	N=	①	②	③	④	⑤⑥
ベボアセ村	29	8(28%)	1(3%)	0(0%)	4(14%)	16(55%)
ナゴレ村	61	22(36%)	8(13%)	1(2%)	4(7%)	26(43%)
ジャハ村	111	16(14%)	17(15%)	16(14%)	15(14%)	47(42%)
3カ村計	201	46(23%)	26(13%)	17(8%)	23(11%)	89(44%)
妻の平均年齢		43.0歳	35.8歳	41.5歳	34.4歳	32.3歳

（注）①～⑥の内容については本文参照。

データが得られている事例のみ掲載しているので、調査村の夫婦すべてをカバーしているわけではない。妻が耕作地をもたず夫の圃場での労働供与も行っていない事例は除外した。一夫多妻の場合は、妻1人を1事例とした。妻が複数の土地権利を有していてその権利の源が異なる場合、ココア圃場のある部分の土地権利を優先した。夫の親族から土地権利を得ている場合も、夫から土地権利を得ているものとみなした。

（出所）筆者作成。

で農作業を手伝ってココア圃場の造成に協力する。そのような労働提供が長期にわたって継続し夫にその貢献が認められると、妻は造成したココア圃場の一部の経営を夫から任せられたり、さらには土地自体の贈与が行われる事例も多くなる（次節参照）。表4—8にみるように、第三者との契約である②の事例を除くと、農業経営における妻の夫からの独立度の強弱と、妻の年齢の高さとの間には、正の相関関係が見いだせる。これは上述のように、良好な夫婦間関係が長期間継続して妻の貢献が認められた場合に、夫からの権利移譲^⑮の可能性が高くなる事実を反映しているものと考えられる。

以上のように同じ女性農民でも、彼女らの土地と生産物への権利形態や、生産における夫からの独立度は決して同質的ではない。夫から独立した土地権利を保持しているかどうか、夫がどのような土地権利を有しているか、夫の土地内での耕作と生産物に対して妻がどのような権利を有しているか、夫がどの程度の利他的な行動原理をもって妻に土地権利を与えるか、などの要因により、個々の女性農民がおかれている状況は大きく異なっている。

以上本節では、ジェンダーと土地権利の関係を分析した。その結果、(1)女性は土地権利の取得を夫に依存する傾向が強く、これが土地権利取得の不確実性につながっていること、(2)男性から女性への土地移譲は進んでいるものの、女性の得る土地の面積は小規模であること、(3)女性農民の間には土地権利形態についてかなりの格差が存在すること、などが明らかになった。

第3節 ジェンダー関係と労働

前節で検討した土地に加え、夫婦間の社会経済関係をさらに複雑にしていくのが、両者の労働供与関係である。本節ではその労働供与関係を明らかにしていく。そのためにはまず、夫婦間の労働供与関係の実態を調査村の事例から明らかにする。次に女性の労働が農業生産のための労働のみならず、再生

産労働や農外収入稼得のための労働などから構成され、それらの選択肢のなかから労働時間の配分が行われることを示す。次に、夫婦間の労働供与が両者の利他的行動による「助け合い」の側面と同時に、労働供与とそれに対する報酬の供与という契約的な側面をもつことを指摘する。最後に夫のいない女性農民の事例に注目し、その特徴を明らかにする。

前節までに明らかになったように、ココア生産における土地保有、農業経営、資金管理の主体は個人である。しかし、実際の農作業においては夫婦間の労働力の相互供与が頻繁に行われる。表4—9、表4—11、表4—13にみるよう、夫婦が独立した農業生産を行っている場合には、両者が互いの圃場で労働の相互供与を行う場合が多い。ただしナゴレ村とベポアセ村では、夫婦が互いの圃場での農作業を全く行わない事例も存在しており、夫婦の労働相互供与が必ずしも普遍的でないことは留意する必要がある。

夫婦間の労働相互供与の事例は多いが、その場合もすべての農作業を夫婦が共同で行うわけではない。男性農民は食糧作物生産に関連する農作業やココア収穫作業の一部などについて妻の協力を得る傾向が強い（表4—10、表4—12、表4—14）。それに対して女性農民は、腕力を要する開墾作業に関して夫の労働力への依存度が高い。農作業における夫婦間の労働相互供与が重要であることは間違いないが、その重要度は男女間および農作業の内容によって異なる。

農業生産以外の分野で女性が担う重要な労働に、再生産労働がある。食事の準備とそれに関連するさまざまな労働（作物の収穫・水くみ・薪集め）や家事育児などの再生産労働は、社会文化的に女性に割り当てられた労働である。自家消費用の食糧作物の生産も食事に関連する再生産労働の一部であることから、食糧作物生産のための農作業においては女性の責任の範囲は大きい。自家消費用の食糧作物の生産は夫の土地を使用して行われることが多いが、女性が自分の保有地や用益権のある土地を使用することも珍しくない。食糧作物に関する農作業で、妻から夫への労働供与が多くその逆が少ないので、食糧作物生産に関する労働が、食事の準備という再生産労働の一部として社

表4—9 夫婦間の労働供与関係（ベボアセ村）

労働供与関係	夫婦が両者とも耕作地を保有している場合		夫のみが耕作地を保有している場合		妻のみが耕作地を保有している場合	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
両者が相互供与	15	100	-	-	-	-
夫→妻への供与のみ	0	0	-	-	0	0
妻→夫への供与のみ	0	0	13	93	-	-
供与なし	0	0	1	7	-	-
計	15	100	14	100	0	0

(注) 「耕作地」は、保有地および用益権を得ている土地を意味する。一夫多妻の場合、妻が1人でも土地または耕作地をもっている場合は、保有として分類。

(出所) 筆者作成。

表4—10 夫婦間の農作業別労働供与（ベボアセ村）

農作業の内容	妻→夫への労働供給			夫→妻への労働供給		
	N =	事例数	割合(%)	N =	事例数	割合(%)
未開墾地の除草	29	0	0	16	9	56
未開墾地の倒木	29	0	0	16	10	63
火入れ	29	1	3	16	14	88
圃場整備	28	6	21	16	9	56
ココア植栽	26	17	65	13	9	69
食糧作物植栽	29	24	83	16	5	31
圃場の除草	29	21	72	16	6	38
食糧作物の収穫	29	27	93	16	4	25
ココア圃場の薬剤散布	24	16	67	7	4	57
ココアポッドを樹から落とす	27	18	67	7	3	43
ポッドを1カ所に集める	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ココアの中身を取り出し発酵	27	2	7	7	5	71
発酵済みココアの運搬	27	13	48	7	1	14
ココアの乾燥	27	23	85	7	3	43
ココア買付け所への運搬	27	16	59	7	1	14

(出所) 筆者作成。

表4—11 夫婦間の労働供与関係（ナゴレ村）

労働供与関係	夫婦が両者とも耕作地をもっている場合		夫のみが耕作地をもっている場合		妻のみが耕作地をもっている場合	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
両者が相互供与	18	62	—	—	—	—
夫→妻への供与のみ	2	7	—	—	1	100
妻→夫への供与のみ	7	24	25	89	—	—
供与なし	2	7	3	11	0	0
計	29 ¹⁾	100	28 ²⁾	100	1	100

(注) 「耕作地」は、保有地および用益権を得ている土地を意味する。一夫多妻の場合、妻が1人でも土地または耕作地をもっている場合は、保有として分類。

- 1) 他に、データのない事例が10事例。
- 2) 他に、データのない事例が1事例。

(出所) 筆者作成。

表4—12 夫婦間の農作業別労働供与（ナゴレ村）

農作業の内容	妻→夫への労働供給			夫→妻への労働供給		
	N =	事例数	割合(%)	N =	事例数	割合(%)
未開墾地の除草	50	2	4	21	9	43
未開墾地の倒木	50	1	2	20	12	60
火入れ	50	2	4	21	16	76
圃場整備	50	5	10	20	13	65
ココア植栽	48	34	71	20	11	55
食糧作物植栽	50	48	96	21	9	43
圃場の除草	50	33	66	21	9	43
食糧作物の収穫	50	43	86	21	8	38
ココア圃場の薬剤散布	31	13	42	10	8	80
ココアポッドを樹から落とす	43	13	30	11	9	82
ポッドを1カ所に集める	43	26	60	11	2	18
ココアの中身を取り出し発酵	43	1	2	11	1	9
発酵済みココアの運搬	43	3	7	11	1	9
ココアの乾燥	43	13	30	11	10	91
ココア買付け所への運搬	43	4	9	11	3	27

(出所) 筆者作成。

表4—13 夫婦間の労働供与関係（ジャハ村）

労働供与関係	夫婦が両者とも耕作地をもっている場合		夫のみが耕作地をもっている場合		妻のみが耕作地をもっている場合	
	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)	事例数	割合(%)
両者が相互供与	45	86	—	—	—	—
夫→妻への供与のみ	1	2	—	—	3	100
妻→夫への供与のみ	5	10	43	86	—	—
供与なし	1	2	7	14	0	0
計	52	100	50 ¹⁾	100	3	100

(注) 「耕作地」は、保有地および用益権を得ている土地を意味する。一夫多妻の場合、妻が1人でも土地または耕作地をもっている場合は、保有として分類。

1) 他にデータのない事例が1事例。

(出所) 筆者作成。

表4—14 夫婦間の農作業別労働供与（ジャハ村）

農作業の内容	妻→夫への労働供給			夫→妻への労働供給		
	N =	事例数	割合(%)	N =	事例数	割合(%)
未開墾地の除草	106	19	18	73	35	48
未開墾地の倒木	103	3	3	63	39	62
火入れ	105	8	8	69	48	70
圃場整備	98	39	40	62	30	48
ココア植栽	97	57	59	50	23	46
食糧作物植栽	105	83	79	73	17	23
圃場の除草	106	71	67	74	23	31
食糧作物の収穫	106	83	78	73	12	16
ココア圃場の薬剤散布	82	40	49	33	24	73
ココアポッドを樹から落とす	87	41	47	36	25	69
ポッドを1カ所に集める	87	63	72	36	6	17
ココアの中身を取り出し発酵	87	16	18	36	13	36
発酵済みココアの運搬	87	20	23	36	10	28
ココアの乾燥	87	39	45	36	15	42
ココア買付け所への運搬	87	25	29	36	9	25

(出所) 筆者作成。

表4-15 農業雇用労働への従事

	男			女		
	N =	事例数	割合(%)	N =	事例数	割合(%)
ペポアセ村	55	23	42	32	3	9
ナゴレ村	90	26	29	62	13	21
ジャハ村	128	31	24	107	8	7
計	273	80	29	201	24	12

(出所) 筆者作成。

表4-16 農外収入（農業雇用労働を除く）のある者

	男			女		
	N =	事例数	割合(%)	N =	事例数	割合(%)
ペポアセ村	55	10	18	32	5	16
ナゴレ村	90	11	12	62	4	6
ジャハ村	128	44	34	107	57	53
計	273	65	24	201	66	33

(出所) 筆者作成。

会文化的に女性に割り当てられているからである。

女性農民は農業生産のための労働のほか、日雇いなどの農業雇用労働や、物品の販売などの農外活動にも従事している（表4-15、表4-16）。とくにジャハ村の場合は村に週1回市が立つため、何らかの商売や物品販売によって農外収入を得ている女性農民が53%に達している。女性の農外活動による収入源は、農作物の流通・販売や加工食品の販売など零細なものに限られており、その収入はフォーマルセクターでの常雇に比べ不安定である。しかし、労働提供に対しての金銭的報酬がしばし明確でない夫の土地での農作業や、無報酬の再生産労働と異なり、農業雇用労働や農外活動による現金収入は、そのリターンが確実でかつ収入を自分のコントロール下におくことができる点で女性の経済活動にとって重要である。

個々の女性の労働時間を異なる種類の労働（農業生産のための労働、再生産労働、農外収入稼得のための労働）の間でどう配分することができるかは、女

性がおかかれている社会経済状況、とくに婚姻に関するさまざまな状況に影響される。例えば乳幼児をもつ女性農民は再生産労働に費やす時間が大きく、その結果農業雇用労働や農外活動による現金稼得の機会が少なくなるとともに、自身の圃場での農作業は夫や農業雇用労働者の労働力に頼らざるをえない。反対に成長した子をもつ女性農民は、その子の労働力を例えれば水くみや子守などの再生産労働に使用したり農作業に使用したりすることによって、自らの経済活動の一助とすることができる。また離婚や死別、夫婦間の不和などによって夫の労働力の提供を自分の耕作地で得られない場合は、不足分を小作や農業雇用労働力など他の労働力によって補わなければならぬ。このように女性の労働力の配分の仕方は、個人のライフサイクルの段階や婚姻関係に大きく影響を受ける。

以上のように女性の日々の労働には、自己の圃場での労働、夫の圃場での労働、再生産労働、農業賃労働や農外収入稼得のための労働などがあり、女性はこれらの選択肢から労働時間の配分を決定しなければならない。女性農民が独立した耕作地をもって農業生産を行っていたり、他の現金稼得機会を有している場合は、妻の労働時間の機会費用は高くなり、夫の圃場での無償の労働を行う優先度は低くなる。もちろん良好な夫婦関係にもとづく利他的行動原理から、妻が夫の圃場で無償の労働供給を行うことはありうる。しかし妻の労働時間の機会費用が高いことから、妻が夫の圃場で労働提供を行った際に、何らかの報酬を要求するバーゲニングパワーは強くなる。逆に妻が自分の耕作地をもたず他の就業機会も有しないような場合、すなわち妻の労働時間の機会費用が低い場合、妻の側の選択肢は少ない。そのため夫の圃場で労働提供を行った場合にも、何らかの報酬を要求する妻の側のバーゲニングパワーは弱くなる。

妻の労働の機会費用が高い場合でも妻が夫の圃場で労働供与を頻繁に行うのは、夫への労働供与の対する何らかの「報酬」が期待されているからである¹⁹⁾。このような妻の労働提供に対する報酬は、夫婦間の土地権利の保有状況や両者のバーゲニングパワーを反映してさまざまな形態をとる。まず夫婦

がともに耕作地を有している場合には、一方からの労働提供が他方からの労働提供として返されることがあり、その結果表4—9、表4—11、表4—13のように両者の労働相互供与の事例が多くなる。また夫の圃場で妻が労働提供している場合、両者が収穫などについて一定の分配割合を決めるによって、労働の報酬をより明確にする例もある（事例4—11、および図4—3の事例）。あるいは夫の保有地で行われた妻の長期の労働貢献の報酬として、夫が妻に土地の一部を贈与する以下のような事例もある。

事例：夫から妻への土地の生前贈与

ジャネット（女、39歳、ジャハ村）は、夫のココア圃場での長年の労働貢献の見返りとして、約0.6ヘクタールのココア圃場を夫から贈与された。贈与に際しては2人の出身地（両者とも同じ出身地でクワフ人、母系相続）に出向き、立会人としてジャネットの兄、夫の母、夫の母方オジ、夫の妹をたて、ジャネットが夫に蒸留酒と現金を贈る儀礼を行って土地贈与を確認した（本来は蒸留酒と羊1頭を贈るのだが、夫が羊の代わりに相当分の現金を要求したため、蒸留酒と現金を贈ることになったという）。

このように妻の側からの労働供与は、労働の反対供与、収益分配、将来の土地贈与などの対価によって返されるべき性質を有しており、その意味で夫婦の経済関係は契約的要素も含んでいる。無論、夫婦間の労働供与や収益と土地の分配などが、良好な夫婦関係を背景にした相互の利他的行動の結果行われた、という側面があることは否定できない。上記の土地贈与の事例などは、夫の「思いやり」（利他的行動）を背景に行われたという側面が大きい。しかし同時に、土地贈与のために両者の出自集団から立会人を出して贈与を確認し現金を贈るなど、土地保有と資金管理に関して両者は経済的他者であることが明確に現れている。このような異なる経済主体としての側面をもつ夫と妻の関係を、無償の協力関係と利他的行動によってのみ説明するのは不十分である。むしろそのなかには、利他的行動原理にもとづく関係と、対価を求める契約的な関係とが共存しているととらえる方がより妥当性が高いと

考えられる。

これまで述べてきたように、夫は妻にとって重要な労働力源であるとともに、土地取得の重要な源でもある。それでは夫をもたない非婚（未婚²⁰、離婚、死別）の女性は、農業生産のための土地権利や労働力をどこから得ているのであろうか。以下では、この点を明らかにしたい。

まず土地保有についてみると、非婚の女性農民に占める土地保有者の割合は47%で（表4—17），女性農民全体に占める土地保有者の割合（40%）や夫のいる女性に占める土地保有者の割合（38%）よりも高くなっている。そして非婚の女性が保有する土地の取得源は、夫が最も多い。これは死別した夫から土地の贈与相続を受けた女性農民が多いためである。その他の取得源には、父をはじめとする親族からの贈与相続が多い。現在夫のいない女性農民も、過去の婚姻を通じて夫から土地を取得するか、あるいは親族からの贈与相続によって土地を取得している。

他方、農作業における労働力の調達に際しては、非婚の女性農民は夫の労働力にアクセスできない。そのため不足する労働力は他のソースから調達す

表4—17 非婚（未婚、離婚、死別）の女性農民の土地取得源（3カ村合計）

婚姻の形態	女性農民総事例数	土地保有者数 ²¹	土地取得源別事例数			
			父	夫	その他親族	他人
未 婚	9	3	3	-	0	0
離 婚	24	6	1	2	1	2
死 別	25	18	2	12	4	2
非婚計	58	27	6	14	5	4
婚姻中	143	54	23	22	14	11
全体計	201	81	29	36	19	15

(注) 1) 1人で複数の土地を複数の取得源から得ている例があるため、取得源の合計と一致しない。

(出所) 筆者作成。

表4—18 非婚（未婚、離婚、死別）の女性農民の労働力源（3カ村合計）（%）

労働力源	40歳未満 (N=19)	40歳以上 (N=39)
本人	100	92
兄弟姉妹	32	3
子	11	64
請け負い労働者	47	56
日雇い労働者	26	33
シノボア共同労働	16	0
収穫共同労働	37	49
小作人	0	21
その他	26	23

(出所) 筆者作成。

る必要があり、夫のいる女性農民とは労働力の調達源が異なる。また同じ非婚の女性農民でも、その年齢によっても労働力源は異なってくる。調査村における非婚の女性農民の労働力源を、40歳未満と40歳以上に分けて示したのが表4—18である。この表からは、両年齢層とも自分の労働力で不足する分を農業雇用労働力などで補完するという、共通の特徴がみられる。また子がすでに労働力として十分な年齢になっている40歳以上の女性農民は、子の労働力を使用する頻度が高く、他方子が成長していない若年層の女性農民は、兄弟姉妹の助けやシノボア共同労働などの労働力によって必要な労働力を調達していることがわかる。また老齢化した非婚の女性のなかには、小作に農作業を行わせる例もみられる。このように夫のいない女性農民は不足する労働力をさまざまなソースから調達しているが、その調達の仕方は一様ではなく、年齢層による相違がみられる²⁴⁾。

以上本節では、ジェンダー関係と労働についての分析を行った。その結果、(1)夫婦間の労働供与を利他的行動原理のみならず、報酬を求める経済的動機からも説明する必要があること、(2)相手の労働力をどの程度コントロールできるかは、土地権利の保有状況を背景にした夫婦間の権力関係に影響される

こと、(3)非婚の女性と夫のいる女性との間の土地保有状況に関する相違は大きくないが、労働力の調達に関しては差違が認められ、またその調達源は年齢によって異なること、などが明らかになった。

むすび

多くの経済学的な分析は、「世帯」を消費および生産を行う単一の経済単位ととらえ、1個の世帯は1個の個人と同じように効用最大化を行うと仮定してきた。この考え方のもとでは、世帯内に存在する個々人の行動は利他的な行動原理にもとづいており、“benevolent dictator”たる世帯主が構成員全員の厚生を考慮して行動する、と仮定された(Becker [1974])。そして世帯内では経済資源が共同でプールされ、資源は世帯全体の厚生のために使用され、世帯内の労働力の配分も個々の労働力の機会費用の優越にもとづいて世帯単位で決定される、と考えられた(Low [1986])。

世帯をこのように単一の経済主体ととらえるアプローチ(いわゆる“unitary” approach)は、ガーナのココア生産村の実態を理解するうえでは明らかに不十分である。これまでみたように、夫と妻はしばし独立した圃場を経営しており、それぞれの収益が共有されることはない。また両者の関係は常に協力的であるとはかぎらず、しばし対立も顕在化する。このような実態を正確に理解するためには、世帯を1個の経済主体として扱ってこれを分析の最小単位とするのではなく、世帯構成員個々人を分析の最小単位としてとらえる必要がある。無論、世帯構成員間の関係を、個々人が完全に独立した経済的他者同士の関係としてのみとらえるのは行き過ぎである(O'Laughlin [1995])。したがって世帯内の個々人間の関係は、対立と協調、独立性と相互依存、契約関係と利他的関係の、それぞれからとらえ直す必要がある。本章で行った分析は、世帯単位ではなく個人単位で収集したデータにもとづいて、これら世帯「内」の社会経済関係を明らかにしようとするものであった²²。

また上記のような世帯内の経済関係や資源配分は、世帯内の権力関係の影響を常に受ける。本章では、土地権利の有無を背景とした不均衡な権力関係が、夫婦間の労働供与関係や生産物に対する支配権の配分に影響を与えることを示した。

しかしこの不均衡な経済関係や権力関係は、「男性農民」と「女性農民」の対立や格差として単純にとらえられるべきではない。本章では、「女性農民」というカテゴリー内に存在する差違と格差に注目し、格差の構造が「男対女」の一面的なものではないことも強調した。

<事例>

事例 4—1：夫の土地でのココア生産

メリー（女、29歳、ジャハ村）は、夫の保有地の一部を使って1992年からココア圃場の造成を行っている。現在の土地保有権は夫にあるが、将来夫は彼女が造成したココア圃場を彼女に贈与することで同意している。ココア圃場の造成に際しては、開墾作業をはじめ多くの農作業で夫の労働力に依存している。

事例 4—2：夫の造成・分割契約の土地でのココア生産

アジョーション（女、55歳、ジャハ村）は、夫が契約している造成・分割契約の土地の一部を使って1994年からココア圃場を造成している。この造成・分割契約は将来土地を分割するもので、彼女は土地分割までの間ココア収穫の2分の1を地主と直接（夫を経由せず）分割する。また将来の土地分割に際しては、彼女が造成した部分のココア圃場は彼女の保有地となることで夫と合意している。

事例 4—3：夫の死後、土地権利を相続できなかった事例

マーサ（女、55歳、ジャハ村）は1980年に夫とともにジャハ村に来て、夫の契約した造成・分割契約の土地で夫とココア圃場を造成した（2人とも再婚であった）。しかし夫との間に子がなかったため、93年に夫が死亡したあとそ

のココア圃場での用益権は夫の前妻との間にできた子供たちが相続し、マーサは全く相続できなかった。96年現在、彼女は自分の息子（最初の夫との間の子）が彼女のために造成・分割契約で造成してくれたココア圃場で耕作を行っている。

事例 4—4：将来の不確実性を残したまま夫の土地でココア生産

クリスティナ（女、32歳、ジャハ村）は、夫の土地内に1984年にココア圃場を造成した。現在この圃場からの収入はすべてクリスティナのものとなっているが、土地保有権は夫のままである。彼女は将来このココア圃場の保有権をめぐって夫の出自集団との間に問題が起こるのを避けるために、必要な手続き（保有権移譲を確認する儀礼や書類作成など）を夫にしてもらいたいと思っているが、まだ実際に夫にこれを持ちかけることはしていない。

事例 4—5：離婚によって独立した農業経営を目指す女性

エメリア（女、40歳、ジャハ村）は夫を手伝ってかなりの規模のココア圃場を造成したが、その夫は収穫金を彼女に全く分与しなかった。そのため彼女は自分の収入源を確保するために自力で造成・分割契約の地主と契約しようとしたところ、夫はその地主を訪ねてこの契約を妨害しようとした。そこで彼女は夫と1995年に離婚してジャハ村に来、父方の親族2人と別々の造成・分割契約を結んでココア圃場を造成し始めた。ココア樹が若くてまだ収穫がないため、彼女は食糧作物をジャハ村で買い付けて首都アクラに持ち込み販売することで生計を立てている。

事例 4—6：妻に生産物および土地の処分に関する決定権がある場合

アファ（女、48歳、ジャハ村）は、1981年に死亡した父から土地を相続しココア生産を行っている。彼女の夫は自分のココア圃場を別にもっているが、夫婦はそれぞれの圃場での経営に関する諸決定を別々に行っている。彼女のココア圃場からは現在約2袋の収穫があり、収益はすべて彼女自身の保有となる。ただし農作業については両者の間で労働の相互供与があり、アファのココア圃場での収穫作業は夫が手伝い、夫の圃場での食糧作物生産や除草作業に際してはアファが労働提供を行う。

事例 4—7：土地を保有しない妻が、第三者との契約により独立した農業経営を行っている場合

アコスア（女、50歳、ナゴレ村）は、1987年からある人物（血縁姻戚関係はない）と造成・分割契約を結び、ココア圃場を造成している。彼女が農作業に際して使用するのは、雇用労働、夫、子、収穫共同労働などの労働力である。彼女の夫は自身の保有地を有しており、そこで管理・分益契約の小作を使用している。夫の圃場での食糧作物生産にかかる農作業については、彼女も夫に労働供与を行っている。

事例 4—8：妻に夫の土地の使用権と、そこでのココア生産に関する決定権がある場合

ジュリアナ（女、53歳、ジャハ村）は、夫の保有地の一部を使用して1981年からココア圃場を造成した。土地保有者は夫のままだが、ココア圃場からの収益はすべて自分のものになる（ただしココアの売却に際しては夫のココアと一緒に売却し、後に自分の圃場からの収穫相当分の現金を受け取る）。彼女は95年からこのココア圃場を、管理・分益契約の小作に出して除草・収穫作業を行わせている。

事例 4—9：妻に夫の土地の使用権と、そこでの食糧作物生産に関する決定権がある場合

マーガレット（女、25歳、ジャハ村）は、夫が小作として契約している造成・分割契約の土地の一部を使用してトウモロコシを生産している。そこで農作業のうち最初の造成作業（伐採、火入れなど）は夫が行い、その後の農作業はすべてマーガレット自身が行う。この圃場での作物選択や収穫物の使途の決定などは、彼女自身が行うことができる。

事例 4—10：妻に夫の農地の生産物を利用する権利のみがある場合

アグネス（女、36歳、ジャハ村）の夫は、夫の保有地で柑橘類と食糧作物を生産しており、経営に関する決定権は夫にある。農作業のうち、植栽、除草、収穫作業についてはアグネスが労働提供する。彼女は、収穫物のうちキャッサバ、プランテンバナナ、オレンジについては夫の許可のもとに販売し、収益を自分のものとすることができます。ただしトウモロコシについては、すべて自分で売却し収益も自分のものにしてもよいことになっている。

事例 4—11：夫婦間の収益配分における契約的関係

ヤー（女、35歳、ナゴレ村）は、夫から贈与された土地でココア生産を行っている。1990年からはそのココア圃場の管理は夫が請け負い、収穫の3分の1を夫の、3分の2をヤーの取り分としている。圃場でのココア収穫に関する主な作業と除草は夫が行うが、ココアの新規植樹やココアポッドを集めの作業や乾燥作業などは、ヤー自身も行う。夫は別途自分のココア圃場を保有しており、そこで農作業には年契約労働者を雇用している。夫婦は別々に自分の収入の管理を行っている。

〔注〕

- (1) 西アフリカでこのような事例が多くみられることは、Hill [1975] や Guyer [1981] が早くから指摘している。またガーナの夫婦が収入を共有しない事実は、多くの事例研究が指摘している（例えば Abu [1983], Clark [1994], Shah [1998], Whitehead [1981] など）。
- (2) このようないわゆる “unitary model” の問題点については、Evans [1991] が詳しい。他方、世帯内部の資源のプールおよび再配分のメカニズムを人類学のアプローチから検討したものに、Wilk [1989], [1994] がある。
- (3) 生産資源と生産物への権利関係に注目することによってジェンダー間の社会経済関係を明らかにする、という手法はマルクシスト政治経済学で多く取り入れられている。本書ではこの手法を取り入れつつも、マルクシスト政治経済学のような階級分析の視角は採用していない。マルクシスト政治経済学のアプローチにもとづく西アフリカ農村のジェンダー関係の分析の代表例として、Mackintosh [1989] がある。
- (4) Boserup は農業における女性農民の役割に関するバイオニア的著作（Boserup [1970]）で、人口増加、土地への人口圧力の増加、技術進化の3点に注目し、農業における男性と女性の役割を進化論的にあとづけている。しかし、夫婦間・ジェンダー間の社会関係や両者の生産資源への権利関係、および女性農民内部に存在する格差などについては十分分析していない。
- (5) 例えば、Vellenga [1986], Mikell [1984]。
- (6) 「男性対女性」の2項対立のみを強調したアプローチへの反省は、近年の研究でも意識されてきている。例えば Warner et al. [1997] は、ガーナのダゴンバ人の事例を引きながら、「女性」「男性」をそれぞれ同質的な集団ととらえるよりも、その内部の相違に注目することの重要性を強調している。
- (7) ここでは、夫婦とも同じ村内におりながら別々の家屋に居住している場合を「分離居住制をとっている」と表現し、夫が出稼ぎなどの理由で村外に居住して

- いる場合を「別居している」と表現して区別する。
- (8) ただし、実際には妻がこれらの費用の一部（ときには全部）を負担していることも多い。
- (9) ナゴレ村とジャハ村で、夫婦がそれぞれ個別に土地を保有している事例 20 組のうち、資金を夫婦共同で管理しているのは 2 組であった。
- (10) 土地保有面積は農民自身の見積もりによっており、実際の面積との間にはかなりの誤差がある。聞き取りにおいては、土着の距離計測単位である *ahama* (1 *ahama*=約43.2メートル) によって、保有地の縦と横を見積もってもらい、そこから面積を推計した。保有地は正方形や長方形であるとはかぎらないので、このような推計からはかなりの誤差が生じる。なお、ナゴレ村では *ahama* による計測があまり使われていなかったので、村の居住地の面積（約 3 ヘクタール）と比較する形で、農民に保有面積を見積もってもらった。このような方法で得られた土地保有面積のデータは正確性に欠けるため、平均値などの計算に耐えうるほどの信頼性はない。しかし表 4-3 のような、保有規模を 4 段階に分けるような分類においては利用可能であると考える。
- (11) ただし父からの贈与・相続の事例も多くあるから、「父→子」のラインでの土地の取得も、女性が土地を取得するうえで重要であることがわかる。
- (12) Whitehead [1985, 54] は、早くからこの点を指摘している。
- (13) 離婚の事例は多い。
- (14) 例えばジャハ村では、父から子に土地が贈与・相続された事例（18 事例）のうち、半数においては息子だけでなく娘にも土地が移譲されている。
- (15) ナゴレ村で土地保有権をもっている女性農民の比率が大きいのは、村の約 2 割が土着の住民（ニナヒン出身者）であることも影響している。
- (16) 生産資源や生産物を「使用できる権利」、およびそれらの使途や処分を「決定できる権利」は、先行研究がいうところの “access” と “control” にそれぞれ相当する (Overholt et al. [1985], Dixon-Mueller [1985, 25])。
- (17) 妻がこのように夫の土地で独立した圃場経営をしていて、その収入も妻個人のものとなっているにもかかわらず、夫の側はそれを認めたがらない、ということが聞き取り調査中に何度かあった。これは、妻の権利を公に認めてしまふと、将来（例えばその妻と離婚などの事態になったときなど）そのココア圃場を取り戻せなくなる、という危惧を夫の側がもっているためである。
- (18) 年齢が高くなるにつれ、夫からのみならず、父や母方オジなどの親族から土地の贈与・相続を受ける機会も増加する。これも高年齢の女性ほど土地保有権を有するケースが多いことにつながっていると思われる。
- (19) ガーナの農業生産で妻が夫の圃場で労働提供を行った場合に、何らかの報酬が期待されている事実は、先行研究でも指摘されている (Vellenga [1986], Okali [1983])。またこのような事例はガーナだけにかぎらない。例えば Dey [1981], [1982] が調査したガンビアの事例では、夫婦は独立した農業経営を行っており、

夫が妻から労働供与を受けた場合、夫は自分の土地の一部の用益権を妻に与えなければならないという。

- (20) ここでは未婚の女性のうち、自己の耕作地をもっている人物のみを対象としている。未成年の女性は耕作地を有しないので対象に含まれない。
- (21) 杉山[1988]は、ザンビアのベンバの女性農民が、そのライフ・ステージの段階に応じて異なるソースから男性労働力を調達していることを明らかにしている。
- (22) 世帯を最小の分析単位とせずに、世帯内での夫婦間関係の契約的な側面に注目し、それを対立と協調の両面からとらえるという考え方は、人類学的なジェンダー分析では比較的早くから採用されてきた（例えばWhitehead [1981], [1994]）。一方、経済学の分野での世帯内の経済関係の取り扱いについては、世帯を单一の消費および生産の単位ととらえるもの（“unitary” model）から、個々の世帯構成員を独立した経済主体ととらえるものまで、さまざまな立場がある（Haddad et al. [1997]）。そのなかで、本書のように夫婦間の関係を対立と強調および独立性と相互依存の両面からとらえようとする立場に近いのは、Sen [1983], [1985], [1990] の“cooperative conflict”的アプローチや、Carter and Katz [1997] の“conjugal contract model”である。アフリカの実態に注目した先行研究のなかでは、例えばUdry [1996] やSmith et al. [1997] が世帯内で資源がプールされない西アフリカの現状を考慮したバーゲニングモデルを提示しており、Jones [1985], [1986] は労働力配分と収益の分配に際しての夫婦間のバーゲニングに注目してカメルーンにおける事例研究を行っている。